

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（一部抜粋）

（事業用建築物の所有者等の減量義務等）

第18条 事業用の建築物の所有者又は占有者は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理をしなければならない。

（多量排出事業者の減量）

第19条 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者で規則で定める者（以下「多量排出事業者」という。）は、市長の指示に従い、再利用を促進する等により、当該事業者から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等の減量義務等）

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者又は占有者（以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。）は、市長の指示に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

（廃棄物管理責任者）

第21条 多量排出事業者又は事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

（事業系一般廃棄物の減量計画）

第22条 多量排出事業者又は事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量に関する計画（以下「事業系一般廃棄物減量計画書」という。）を作成し、当該計画書を市長に届け出なければならない。

2 多量排出事業者又は事業用大規模建築物の所有者等は、事業系一般廃棄物減量計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業系一般廃棄物の保管場所の設置）

第23条 事業用大規模建築物の所有者等又は事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、前項の保管場所について規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(再利用の対象となる事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第24条 事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる事業系一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(勧告)

第25条 市長は、多量排出事業者が第19条若しくは第21条若しくは第22条の規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物の所有者等が第20条若しくは第21条若しくは第22条若しくは第23条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第23条若しくは第24条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者、当該事業用大規模建築物の所有者等又は当該事業用大規模建築物の建設者に対して、期限を定めて、保管場所の設置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。